

亀岡市公印規則及び亀岡市コンビニ交付サービスの提供に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 1 日

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市規則第 3 3 号

亀岡市公印規則及び亀岡市コンビニ交付サービス の提供に関する規則の一部を改正する規則

（亀岡市公印規則の一部改正）

第 1 条 亀岡市公印規則（昭和 3 0 年亀岡市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表 8 の項中「特別永住者証明書及び在留カード」を「在留カード、特定在留カード、特別永住者証明書及び特定特別永住者証明書」に改める。

（亀岡市コンビニ交付サービスの提供に関する規則の一部改正）

第 2 条 亀岡市コンビニ交付サービスの提供に関する規則（平成 2 8 年亀岡市規則第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「個人番号カード又は」を「個人番号カード、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書（以下「個人番号カード等」という。）又は」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条中第 4 号を第 6 号とし、第 3 号を第 5 号とし、同条第 2 号中「第 1 2 条の 2 第 4 項第 2 号ロ」を「第 1 2 条の 2 第 4 項第 3 号ロ」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 1 号の次に次の 2 号を加える。

(2) 特定在留カード 出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 1 9 条の 1 5 の 2 第 1 項に規定する特定

在留カードをいう。

- (3) 特定特別永住者証明書 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第１６条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書をいう。

第３条中「個人番号カード又は」を「個人番号カード等又は」に改める。

第４条第３項第１号を次のように改める。

- (1) 個人番号カード等

第５条第１号中「個人番号カード又は」を「個人番号カード等又は」に改める。

第７条中「個人番号カード又は」を「個人番号カード等又は」に、「店舗」を「店舗のうち、市が指定したもの」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。